

令和5年4月18日

○ 本Q&Aについて

国民の医療ニーズの増大と多様化による業務の拡大、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる役割や知識等も変化している。このような環境の変化に対応するため、養成施設の教育内容の見直しや臨床実習の充実等による義肢装具士の質の向上が求められている。

そこで、令和3年9月から「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月1日に報告書を取りまとめ、本年3月に、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）を改正するとともに、義肢装具士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第32号厚生労働省医政局長通知）を改正したところである。

本Q&Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したため、下記の事項にご留意願いたい。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	-----	2
【2. 臨床実習の在り方について】	-----	3
【3. その他】	-----	3

(略称)

「法」：義肢装具士法（昭和62年法律第61号）

「令」：義肢装具士法施行令（昭和63年政令第23号）

「施行規則」：義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）

「指定規則」：義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）

「指導ガイドライン」：義肢装具士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第32号厚生労働省医政局長通知）

「報告書」：義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書（令和3年12月1日）

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 専門基礎分野について

問1－「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」において、報告書の中で、「褥瘡や潰瘍、火傷等の皮膚疾患を併発している部位への装具療法や、車椅子並びに座位保持装置の適合における形成外科学及び皮膚科学に関する知識を加味した学習とする。」として1単位が追加されているが、これらの内容がわかるような科目を新たに1単位分設定し、残りを既存の科目に含ませてシラバス等で明記すればよいか。あるいはこれらの項目をオムニバスで講義する1単位分の科目を新たに設定すればよいか。

(答) 追加となった内容については、科目の設定方法を含めて指定規則の教育内容及び指導ガイドラインの教育目標を逸脱しない範囲において各学校養成所の裁量で実施いただければ差し支えない。

問2－「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」において、報告書の中で、「車椅子・座位保持装置等や、福祉用具の製作・適合を含む知識と技術を本分野から除外し、専門分野の中で「応用義肢装具学」を再区分して新設する「福祉用具学」に統合させて系統立てた学習とする。」として1単位が削減されているが、従来科目の講義内容を変えずに単位の一部を「福祉用具学」の単位に振り替えてもよいか。

(答) 追加となった内容については、科目の講義内容を含めて指定規則の教育内容及び指導ガイドラインの教育目標を逸脱しない範囲において各学校養成所の裁量で実施いただければ差し支えない。

○ 専門分野について

問3－「基礎義肢装具学」は2単位削減して17単位となったが、何を中心に実施すればよいか。

(答) これまで当該教育内容で教授してきた基礎からの発展的な内容を洗い出して科目移管していただき、その上でこれまでと同様に、「応用義肢装具学」につながる系統立てた義肢装具の採型・採寸および適合を行うことができる基礎的な能力を養うことを中心に実施すること。

問4－「応用義肢装具学」が再区分され、「義肢学」、「装具学」、「福祉用具学」として新たな教育内容として単位数が明確になったが、どのような内容をカリキュラムに盛り込むことを期待しているか。

(答) デジタル技術を含めた今まで以上に範囲の広い義肢、装具、福祉用具全般の知識と技術を養うように努めること。また、福祉用具学では、介護ロボットやその他の支援機器を含めたロボット支援機器に関する必要な知識についても教授すること。

問5－臨床実習は指導者の業務時間外労働の時間に行ってもよいか。

(答) 指導者の業務時間外労働の時間を含めて実施することは差し支えない。但し、実習時間以外に行う課題学習等も含めて、1単位40時間以上、45時間以内かつ、2単位が2週間に収まるよう指導者が調整すること。

問6－臨床実習の時間には義肢装具関連施設と医療施設の往復の時間も含まれるか。

(答) 往復の時間において、指導者による臨床業務の講評を実施する場合には、臨床実習に含んでも差し支えない。

問7－臨床実習では、必ず福祉用具関連施設にも行かなければならないか。

(答) 福祉用具の重要性を臨床実習の中で理解することは重要であるが、臨床実習10単位のうち、義肢装具関連施設で行う実習を4単位以上及び、義肢装具関連施設で行う実習のうち、医療提供施設で行う実習を1単位以上行うのであれば、他の単位分については養成施設の裁量により行って差し支えない。

【2. 臨床実習の在り方について】

○ 臨床実習について

問8－実習時間外に行う学修等には、実習期間中の予習、復習、報告書作成などの時間に限定されず、実習前、実習後の課題も含むとの理解でよいか。

(答) ご認識の通り。

問9－臨床実習の実時間は必ず1週間45時間以内に収めなければならないか。

(答) 実習施設の状況によっては困難な場合も考えられる。そのため、2単位が2週間に収まるよう指導者が調整すること。

○ 臨床実習指導者講習会について

問10－臨床実習指導者講習会は、厚生労働省が開催するのか。

(答) 臨床実習指導者講習会は厚生労働省の定める指針に基づき、講習を企画する団体が厚生労働省に申請し確認を受けて開催する。

問11－義肢装具士は臨床実習指導者講習会を受講しないと指導者になれないか。

(答) 5年の実務経験を有する義肢装具士であれば、同講習会の受講が望ましいものの、臨床実習指導者講習会の受講は必須ではない。但し、福祉用具専門分野において実習指導者となる場合においては、臨床実習指導者講習会の修了は必須となる。

【3. その他について】

○ 機器器具について

問12－新しい指定規則の運用は2024年度入学生から適用されるが、変更後の授業カリキュラムの申請書の提出等はいつまでにする必要があるか。

(答) 従前の通り。

問13－養成施設に備えるべき備品等で、以下の点について確認をしたい。

- 1) 三次元動作解析装置については、床反力計での代用は可能か。
- 2) デジタル機器については、3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等とあるが、すべて揃えなければならないか。
- 3) 福祉用具（移動機器）、（家具・建具、建築設備）、（コミュニケーション関連用具）は、具体的に何を揃えればよいか。

（答）1) 三次元動作解析装置は身体運動を計測するものであるため、歩行などでの連続した三次元での関節角度計測等が可能な機器を設置すること。

2) 3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等から一つ以上を揃えること。なお、義肢装具専用のを揃える必要はない。

3) 公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具大分類を参照のこと。

○ 申請などについて

問 14－今養成施設に備えるべき備品として新規に追加されたものがあるが、いつまでに備えればよいか。

（答）新しい指定規則が適用されるまでに順次備えること。

問 15－4年課程の旧カリキュラム学生は2026年度の新カリキュラムに対応した国家試験を受けることになるが、どのように対応すべきか。

（答）4年課程の2023年度入学生には不利益のないように対応してもらいたい。